

政府の「地方分権改革推進要綱（第1次）」の決定に当たって

平成20年6月20日

地方分権改革推進委員会委員長 丹羽宇一郎

委員会の勧告を受け、その実現に向けて、速やかに政府としての具体的な対処方針を御決定頂いたことに、感謝申し上げます。

総理の強力なリーダーシップにより、結果として、ほとんどの事項について勧告どおりとされており、地方分権改革の推進に向けて前向きな政府決定をして頂いたと思う。

特に、第一次地方分権改革の時には進まなかった直轄公共事業の地方への移管や、市町村への権限移譲について要綱に明記されたことは、評価したい。また、市町村を中心に強い要望があった国庫補助対象財産の処分の弾力化について、勧告どおりの内容で直ちに実施するとされたことは、地方自治体が効率的な行政運営を行う上で大きな効果を発揮するものと考えられる。

また、今後「検討を行う」事項については、要綱にあるとおり、是非とも勧告の内容を踏まえた結論となるよう、各閣僚の御尽力をお願いしたい。

委員会では、今後も審議を進め、8月初めにも国の出先機関の見直しについて中間報告を行い、年内には、法制的な仕組みの見直しなども含めて第2次勧告を行う予定である。地方分権改革を推進していくため、引き続き福田総理の強い御支援と、関係閣僚の御理解・御協力をお願いしたい。

（平成20年6月20日政府の第4回地方分権改革推進本部にて）